

弁護士のための年金制度等一覧表

2025年4月現在

	加入資格	受給期間	途中解約	加入限度額	所得控除種別 および限度額
弁護士国民年金 基金	65歳未満の弁護士業務 従事者で、国民年金の 第一号被保険者※	終身 (確定もあり)	1口目は不可 (2口目以降は可)	1口以上任意口 数 上限月6.8万円	社会保険料控除 掛金全額(最大)81.6万円/ 年
	【制度概要】 自営業者・自由業者(国民年金第一号被保険者)のための、公的年金(老齢基礎年金)の上乗せ 制度。掛金・口数を自由に設定でき、途中での増減口が可能(ただし、1口目は脱退・減口不 可。)。終身年金が基本で、税制上の優遇が大きいことが特徴。遺族一時金のあるタイプもあり。 終身型(A/B型)および受給期間確定型(I～V型)の7種類から組み合わせて加入できる。原則 60歳まで掛金を払込み、65歳から受給する。随時加入可能。予定利率1.5%。 ※60歳以上65歳未満の方や海外に居住している国民年金任意加入被保険者も、一定の条件下で 加入可能。 運営機関・問い合わせ先 ▶ 日本弁護士国民年金基金 TEL:03-3581-3739				
	運営機関・問い合わせ先 ▶ 日本弁護士国民年金基金 TEL:03-3581-3739				
弁護士互助年金	84歳未満の日弁連会 員	終身	可	年金受取上限 年額3000万円	一般生命保険料控除(旧制度)最 大5万円/年
	【制度概要】 日本弁護士連合会が運営する、弁護士のための個人年金。掛金は月払(A種)または一時払(B 種)にて最長85歳に達するまで払込可能。受給は原則66歳以降終身だが、60歳以降減額年金で の受取りや、一時金で受け取ることも可能。15年保証終身年金のため、年金給付開始後15年以内 に本人死亡の場合は、遺族が年金を受け取ることができる。募集時期が年2回(毎年12～1月およ び5～6月)に限られている。予定利率1.135%。 運営機関・問い合わせ先 ▶ 日本弁護士連合会 TEL:03-3580-9959				
	運営機関・問い合わせ先 ▶ 日本弁護士連合会 TEL:03-3580-9959				
個人型確定拠出 年金	主に60歳未満の厚生年 金被保険者、国民年金 の第一号被保険者およ び第三号被保険者※	確定年金 (商品により終身 もあり)または一 括受取	不可(例外として 条件付き脱退一 時金の給付あり)	月5000円～6.8 万円(加入区分によ り上限額は異なる)	小規模企業共済等掛金控除 掛金全額(最大)81.6万円/年
	【制度概要】 愛称は「iDeCo」。平成29年1月より加入対象者が拡大され、60歳未満のほぼ全ての方※が加入で けるようになった年金の上乗せ制度。掛金(年金資産)の運用方法は加入者が自ら選択・決定し、 加入者ごとの運用実績に基づいて年金額が決定する。原則60歳まで掛金を拠出し、60歳以降年 金または一時金の形態で受給する。掛金全額(ただし、国民年金基金の掛金と合わせて月額6万 8000円まで)が所得控除の対象となるなど税制面の優遇がある。 ※国民年金保険料の免除者は加入できません。 運営機関・問い合わせ先 ▶ 個人型:国民年金基金連合会 TEL:0570-086-105または取扱金融機 関 企業型:各実施企業(問い合わせは各企業窓口へ)				
	運営機関・問い合わせ先 ▶ 個人型:国民年金基金連合会 TEL:0570-086-105または取扱金融機関				
小規模企業共済	従業員5名以下の個人 事業主や会社役員、弁 護士法人事員等	分割受取(10年・ 15年)、または一 括受取	可	月1000円 ～7万円	小規模企業共済等掛金控除 掛金全額(最大)84万円/年
	【制度概要】 小規模企業の個人事業主が事業を廃業した場合などに、掛金の払込期間と共済事由(解約事由) に応じた共済金を受け取ることができる制度。受取は一括または分割(併用可)があり、老後のラ イフプランに合わせ選択できる。共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなる (受取方法による)。制度の詳細や将来受け取れる共済金の試算(共済金資産シミュレーション)は 中小機構共済特設サイト「共済サポートnavi」(https://kyosai-web.smrj.go.jp/)をご覧ください。 運営機関・問い合わせ先 ▶ 中小企業基盤整備機構 TEL:050-5541-7171				
	運営機関・問い合わせ先 ▶ 中小企業基盤整備機構 TEL:050-5541-7171				
その他の個人年 金	加入可能年齢等は 保険会社による	確定年金が中 心 (終身もある)	可	年金受取上限 3000万円が一 般的	一般生命保険料控除または個人年金 保険料控除(新制度)最大4万円/年
	【制度概要】 加入時期、受取開始年齢は会社所定の範囲内で契約できる民間の年金商品。年金の種類には、 確定年金、保証期間付終身年金などがあり、主力は10年、15年などの確定年金である。途中解約 も可能で、解約返還金を受け取ることもできるが、加入期間が短期間の場合は払込保険料額を大 きく下回る。年金額が契約時に決まっている定額個人年金以外に、運用成果により年金額が決ま る変額年金や外貨建て年金もあり、それらは一時払い商品が多い。 運営機関・問い合わせ先 ▶ 生命保険会社等(問い合わせは各保険会社等窓口へ)				
	運営機関・問い合わせ先 ▶ 生命保険会社等(問い合わせは各保険会社等窓口へ)				